

審議会等の会議結果

1 会議の名称	令和4年度第3回津市環境審議会
2 開催日時	令和5年1月20日（金曜日） 午前10時から午前11時30分
3 開催場所	本庁舎 8階大会議室A （津市西丸之内23番1号）
4 出席した者の氏名	（津市環境審議会委員） 塚田森生、北村早都子、青山泰樹、笥晴、木原剛弘、小林小代子、 曾山信雄、畑井育男、原素之、堀川正代、森秀美、山路明、山田 かずよ、横山勝代 （事務局） 環境部長 木村重好 環境施設担当理事 辻岡賢二 環境部次長 勢力実 環境政策担当参事（兼）環境政策課長 吉住充弘 環境政策課 資源循環推進担当副参事 吉田和司 環境保全課長 伊藤伸一 環境保全課 空地・空家等連絡調整担当副参事 前田健 環境事業課長 小橋毅 環境施設課長（兼）リサイクルセンター所長・安芸・津衛生セン ター所長・一般廃棄物最終処分場所長 今井一則 環境政策課調整・企画管理担当主幹 江角綾子 環境政策課環境共生・地域脱炭素推進担当主幹 林邦知 環境政策課主査 別所真紀 環境政策課主事補 榊浩平
5 内容	(1) 津市環境基本計画 中間見直し案の最終取りまとめにつ いて (2) 適正な再生可能エネルギーの導入促進について (3) その他
6 会議の公開・非公開	公開
7 傍聴者の数	0人

8 担当	環境政策課企画管理担当 電話番号 : 059-229-3139 E-mail : 229-3139@city.tsu.lg.jp
------	--

議事の内容 下記のとおり

事務局 (江角)	<p>お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から、令和4年度第3回津市環境審議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。審議に入るまでの間、進行役を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願ひします。</p> <p>なお、本日、所用により、「津市自治会連合会副会長 太田増一様」、「三重大学大学院工学研究科教授 金子聡様」、「三重大学大学院生物資源学研究科教授 木村妙子様」、「津市社会福祉協議会事務局次長 國分弓子様」、「獣医師 橋爪俊裕様」、「津安芸農業協同組合代表理事組合長 水谷隆様」におかれましては、欠席とのご報告をいただいております。</p> <p>それでは、初めに会議の開催にあたりまして、環境部長からご挨拶させていただきます。</p>
環境部長	<p>みなさま、おはようございます。お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日、二十四節気で言うところの大寒でございますが、外は穏やかな天気のようにですが、来週になると大寒波がやってくるというような天気予報、予測もされております。何か、寒暖差がですね、急激に変化をするというふうな印象を受けております。夏場もそうでしたし、これもやはり、地球温暖化の影響があるのかなというふうに個人的にも感じております。</p> <p>そんな中でですね、一方、コロナの方ですね、まだまだ感染者が縮小してくことには全然至っておりませんが、ニュースで聞きますと5類の方ですね、取り扱いが変わるというふうな報道も聞きます。コロナが始まったころはですね、これはとにかく感染をさせないということで我々デリケートに一生懸命取り組み、皆様市民の方も取り組んでいただいていると思っておりますけれども、今や、うまく付き合っていく方法をですね、追及していくという段階に入っておる、これもワクチンとかがですね、開発されたということも大きな要因かと思ひます。それらをみますと科学技術ってすごいなというふうに感じております。</p> <p>ということで、人間の科学技術とかですね、英知とかが結集するといろんなことが成し得ていけるのかなと思ひておりますので、カーボンニュートラルの方にまた話を、目を向けますと、今の技術ではなかなか「2050年カーボンニュートラル」の目標を達成しにくいと言われておりますけ</p>

ど、我々人類の科学技術がですね、どんどんこれからも進歩してですね、その達成に向って行くのかな、いかなければいけないのかなということをつくづくと考えさせられました。でも、我々市民一人ひとりですね、科学技術とは別のステージでですね、いろいろできること、身近なことから一つずつ取り組んでいかなければならないこともたくさんありますので、そういったことをですね、津市としては、この津市の環境をよりよくしていかなければならない、そういうことに注力をしていかなければならない、そういうことを考えておるところでございます。

本日はですね、環境基本計画の中間見直しのこと、それから、再エネの導入促進に関わるルール作りのことについてですね、ご審議を賜りたいと思います。どうぞ忌憚のないご意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局（江角）

それでは、審議に入ります前に、お手元に配布してございます、本日の会議資料の確認をお願いしたいと思います。

まず始めに、本日の「事項書」でございます。次に、「津市環境審議会に係る意見シート」でございます。そして、郵送いたしました、「津市環境基本計画 中間見直し」、「再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関するルールづくりについて」でございます。

また、差し替えをお願いしたい資料がございます。資料「再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関するルールづくりについて」を、右上に差し替えと記載のある資料へ差し替えていただきますようよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、会議の成立について、ご報告申し上げます。津市環境基本条例第20条第2項におきまして「審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」と定められております。本日、20名の委員のうち14名の委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

当審議会につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開することとし、一般市民の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましても、会議の議事録といたしまして、発言者の氏名を含め、公開することとなりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。会議の議事録につきましては、津市ホームページ上で公開させていただきますのでご了承ください。

それでは、津市環境基本条例第20条により、会長が議長を務めていただくことになっておりますので、ここからは、塚田会長に議事進行をお願いいたします。

それでは、塚田会長よろしくお願いいたします。

<p>塚田会長</p>	<p>みなさん、こんにちは。今年もどうかよろしくお願ひいたします。</p> <p>今日は、大詰めの津市環境基本計画中間見直し案のことと、それからもう一点、適正な再生可能エネルギーの導入促進について、こちらは、導入促進だけど負の側面についてもいろいろ、ちょっと気をつけましようということかなと思ひます。この二点について、進めていくことになります。</p> <p>それでは、環境基本条例の規定によりまして、これより議長として会議を進めさせていただきます。</p> <p>まず、本日の会議の議事録署名人を僭越ですが、指名させていただきますと思ひます。原素之委員、それから森秀美委員にお願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。それでは、原委員、森委員よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の審議事項は、「津市環境基本計画 中間見直し案の最終取りまとめについて」、それから、先ほど申しました「適正な再生可能エネルギーの導入促進について」でございます。時間に限りがありますので、進行につき、ご協力をお願ひいたします。</p> <p>それでは、事項1に入ります。「津市環境基本計画 中間見直し案の最終取りまとめについて」でございます。それでは、事務局から説明をお願ひいたします。</p>
<p>環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長</p>	<p>環境政策課長の吉住でございます。座って失礼いたします。</p> <p>それでは事項書の1、津市環境基本計画中間見直し（案）について、ご説明申し上げます。前々回の7月、及び前回の10月に引き続いての事項になり、今回でお諮りするものが最終となります。</p> <p>再度のご説明になりますが、現計画の計画期間は平成30年度から令和9年度までの10年間ですが、「社会や環境情勢等の大きな変化」が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとなっております。前回までの7月及び10月に中間見直し（案）をお示しし、個別の事業に対してご意見をいただきましたが、本編に対しては審議会当日及び終了後も、特にご意見がございませんでしたので、以前にお示しした案で、進めさせていただきます。</p> <p>まず、目次をご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>序章ですが、こちらは中間見直しにあたって、新たに追加した部分であり、先ほど申し上げた見直しの背景を計画が策定された平成30年から現在までの流れを説明しております。</p> <p>現計画の第1章から第3章、第6章は現行どおり、第4章と第5章を中心に見直しをしています。また、参考資料については、津市の環境の部分の時点修正しております。</p>

第4章、第5章の各項目の詳細についてご説明いたしますので、7ページをご覧ください。

第4章 めざす環境像に向けた施策の展開です。1《環境目標1》自然と調和した恵み豊かな環境（1）自然環境の保全、（2）公益的機能の維持増進については、見直しはありません。

9ページをご覧ください。2《環境目標2》資源が循環する社会環境（1）資源循環の推進については、【現状と課題】の「ウ」及び「キ」で中間年までの統計上で傾向の変化がありましたので表現を見直しています。また、新たに「ケ」としてプラスチック資源循環促進法の施行によるプラスチックごみの再資源化について項目を追加しました。また、【取り組む施策】として《3Rの推進》の「ウ」を同法による表記に修正し、「キ」を追加いたしました。《ごみの適正分別と収集》については、「ア」を津市一般廃棄物処理基本計画の進捗に沿った内容に修正しました。なお、津市一般廃棄物処理基本計画については、一般廃棄物減量等推進審議会において、中間見直しを協議いただいております。その中で、金属と不燃の区別が分かりにくく、問い合わせが多いことから一緒にすること、日常生活のごみの可燃ごみですけれども、ごみ出し支援制度について現在ご協議をいただいております。

11ページをご覧ください。（2）新エネルギーの適正な普及については、国の「2050年カーボンニュートラル宣言」等を踏まえ、本市においても本年度から地域脱炭素推進事業として、これまでの取組を加速させて取り組んでいます。このことから、項目の名称を（2）地域における脱炭素社会の実現に変更し、【現状と課題】の「オ」及び「カ」を同理由により文言修正を行い、【取り組む施策】としても《新エネルギーの利用促進》の「ア」、「ウ」、「エ」、《温室効果ガスの削減対策の推進》の「イ」及び「オ」を修正しました。《省エネルギー対策の推進》の「ア」及び「イ」は内容が一部重複のため統合を行い、「ウ」に具体的な省エネ方法を例示しました。

13ページをご覧ください。3《環境目標3》快適で暮らしやすい生活環境（1）衛生的な生活環境の保全については、【現状と課題】で動物愛護法の改正にかかる社会情勢を「オ」で修正し、「カ」では環境測定の統計上の傾向を修正しています。【取り組む施策】として《空き地・空き家等の適正管理》の「イ」を現在の運用状況に合わせ、《愛護動物の適正飼養》では「イ」及び「ウ」で第三次三重県動物愛護管理推進計画の内容を踏まえて修正しています。

15ページをご覧ください。（2）やすらぎを感じる生活空間の形成については、【現状と課題】の「イ」に都市計画公園として整備中の香良洲高台防災公園を追記しています。

次に、17ページをご覧ください。第5章 計画の実現に向けてです。1

	<p>市民の環境意識の向上（１）環境に対する市民意識の向上については、「２０５０年カーボンニュートラル宣言」等を踏まえた内容に修正しました。</p> <p>最後に、一部に訂正がございます。戻っていただいて４ページをご覧くださいと思います。冊子の方ですね、「３ 見直し後の計画期間について」でございますが、こちら「令和５年から令和９年の５年間」とありますが、これ正しくはですね、暦年ではなく年度でございますので、「令和５年度から令和９年度の５年間」となります。お詫びして訂正させていただきたいと思います。</p> <p>以上が、中間見直し（案）になります。今後は、本日の審議を踏まえ、最終調整を行った上で、年度末の３月までに完成する予定でございます。製本したものはですね、来年度になるんですが、環境審議会の委員の皆様にお渡ししたいと思っております。以上でございます。</p>
塚田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から津市環境基本計画中間見直し案の最終取りまとめについて説明がありました。皆さんご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>曾山委員お願いします。</p>
曾山委員	<p>すみません、何点かあるんですけど、まとめて言っちゃってもいいですか。</p>
塚田会長	<p>結構です。</p>
曾山委員	<p>取りまとめありがとうございました。ちょっと確認したい点は何点かあるので、ご確認させていただきたいと思います。</p> <p>まず５ページ目のところなんですけど、真ん中のところに参考資料のところで用語説明のところが見直しなしになっているんですけど、後ろの方を見ると「地域マイクログリッド」だとかっていう言葉が入ってきていて、ここを用語見直しなしでいけるのかっていう、追加したところと用語説明のワードになるようなものはないのかというところは確認したいところでございます。</p> <p>あと７ページ目のところなんですけど、これ元々の文だと思うんですが、（１）の【現状と課題】の「ウ」のところなんですけど、最後が「情報提供が必要です。」というふうに書いてあるんですけど、この前文のところを、誰が誰に情報提供するのかというのがちょっと明確じゃないかなと思っ ていまして、誰が誰に情報提供するのかっていうところは、ちょっと明確に書いた方がいいのではないかなというふうに思いました。</p> <p>１１ページのところの脱炭素社会の実現なんですけど、全体的に「再生</p>

可能エネルギー」っていう言葉と「新エネルギー」っていう言葉が混雑になっているんですけど、ここの使い分けをどういうふうに書かれているのかというのがちょっと確認したかった点でございます。

あと、「オ」のところでも修正いただいている、「『地域マイクログリッド』の構築等を視野に入れた新エネルギーの導入を図る必要があります。」というふうになっているんですけど、その前にかかっているところが、「発電施設で作った電気を市内で消費する『地域マイクログリッド』」というふうになっているので、言葉の使い方として、地域で作った電力を市内で消費する事例の第一事例が地域マイクログリッドで適切なのかどうかというところはちょっとご検討いただいた方がいいんじゃないかなというふうに思っています。結構地域マイクログリッド、取り組まれる自治体さん多いんですけど、なかなかできてないというのと、もう一つ、地域マイクログリッドを作る意味っていうのが、地域の防災・減災、レジリエンス性を高めるというところが非常に強いかなと思っていて、目的が作った電気を市内で地産地消するのであれば、「地産地消のシステムを作り上げる」だとか、そういった仕掛けを作るみたいな言葉の方が皆さんには分かりやすいのかな、いきなり「マイクログリッド」って言われるよりはいいかなと思っています。

同じように、下のところの「ア」のところでも修正いただいたところで、「分散型エネルギーインフラ社会の構築に寄与します。」というのは、新エネルギーの普及を促進することで分散型エネルギーインフラをやるというのは、津市さんの場合だと、どこを指しているのかなと思っていて、分散型エネルギーを必要とする地域っていうのは結構限られていて、山間地域の集落ですとか、そういったところになってくるのかなと思うんですけど、ちょっとここで分散型エネルギーインフラを津市さんの街中で考えられているのか、どういったところで考えられているのかっていうのを少し検討いただいた方がいいんじゃないかなと思ってます。

前段の方が自家消費型…「家庭や事業所の屋根などに設置する自家発電型の太陽光」って書いてあるんですけど、一般的には自家消費型太陽光って自家消費することで分散型エネルギーシステムを作るっていうのであれば分かるんですけど、自家発電されて自分のところで消費しなければ分散型エネルギーにならないので、そこの文のかかり方がちょっと変かなというふうに思っています。

あと、「エ」のところなんですけど、「公共施設等への新エネルギー設備の効果的な導入を進めます。」の、この「効果的」という言葉が分かりにくくて、どういう意図で「効果的」って書かれたのか、ちょっと確認させてください。

すみません、多くて申し訳ありません。ちょっと先ほどの説明の中には

なかったんですけど、参考資料の方を見ていて思った点が二点あって、一点は、参考資料の3 生活環境(2)の環境衛生「空き地・空き家相談件数」ってところの表があるんですけど、前段の方では空き家対策とかこれからしっかりやりますというような書きぶりになっているんですけど、この相談件数だけを見てしまうと、それほど空き家の相談件数が伸びていないっていうか、逆に若干下がっていているように見えるので、ここはもう少し補足的な、例えば、空き家ストックはこれくらい増えてしまっていますとかいったような表の方が、前段の方を説明しやすいのではないかと、いうふうに思いましたので、相談件数だけじゃなくて調査結果みたいなのを載せておいた方がいいのかなっていうふうに思いました。

あとすみません、1ページめくっていただいて、「ウ」の「環境(公害)に係る相談件数」のところなんですけど、他のものに比べて大気汚染の相談件数が急に増えている、令和2年度のところだと前年に比べると倍以上になっていて、その後もそんなに下がっていないということがあるので、この時って何かあったのか、これに対する対策は必要ないのかというところだけ、ちょっと確認をさせていただければと思います。以上です。

塚田会長

それでは事務局からお答えいただけますか。

環境政策担当
参事(兼)環境
政策課長

それでは、いくつかいただきましたのでご回答したいと思います。

まず始めにですね、5ページのところで用語の説明でございます。新たな用語が出ていのに、説明していない部分があるのではないかと、いうご指摘でございます。ご指摘の通りですね、確かに「地域マイクログリッド」と例を挙げていただきましたが、これは新しい言葉でございますので、それも含めてですね、追加・修正した部分で用語説明が必要と思われる部分はですね、再度確認いたしまして、追加、盛り込んでいきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

その次、7ページについてはですね、表現が分かりにくいというところをですね、後ほど環境保全課長の方からお答えさせていただきます。

飛ばさせていただきます、11ページのところでございます。11ページの(2)の【現状と課題】の「オ」の中でですね、「地域マイクログリッド」、この使い方がですね、地域内消費なのかどうなのかという、ちょっと使い方が、というところでございます。確かにご指摘の通りでございます、ここの中ではですね、この「地域マイクログリッド」という言葉をですね、エネルギーの、言われた地産地消というか、自分で自産自消という言葉もありますが、自分で作って自分で消費する自産自消と、そういう意味で使用しておりますので、例えばここを「電気を市内で消費する地産地消の仕組みづくり」、こういった意味の方に修正をしていきたい、ご指摘の通り

修正をしていきたいと思ひます。

同じ項の中で、(2)の方ですね、「ア」の方ですね「分散型エネルギーインフラ社会」のところでございますが、これについても場所の想定というのはございません。先ほどと同じようにエネルギーの自産自消・地産地消による自立分散型エネルギー社会、こういうのを構築していこうという意味でございますので、そういった意味の方に修正を、分かりにくいとのことですので修正の方をしていきたいと思ひます。

それから「自家発電型」ですね、というのは「自家消費型」ではないかというご指摘、ご指摘の通りでございますので、そちらもですね、「自家消費型」の方に修正させていただきたいと思ひます。

それから同じところの「エ」の方ですね、「新エネルギー設備の効果的な導入」の「効果」というのはどういうものを指しているかというご質問でございますが、こちらについてはですね、各施設の現状のエネルギー消費量や耐用年数、導入ポテンシャルなどを勘案してですね、温室効果ガス排出量の削減に最大限寄与するような導入を想定して、「効果的」という表現を用いさせていただいておりますので、どういう意味かというところという意味で「効果的」という表現をさせていただいております。

ごめんなさい一つ、文字の中でですね、「再生可能エネルギー」と「新エネルギー」の表記、混在してないかというご指摘がございました。例えばですね、私ども津市の方で「新エネルギー利用設備設置費補助金」という補助金があるんですけど、こういうものは固有名詞ですので、「新エネルギー」という言葉を使わせていただこうと思ひますし、例えば本当に新しいエネルギーというところの表現は「新エネルギー」というようにさせてもらおうと思ひますが、「再生可能エネルギー」と「新エネルギー」が混在しているという意味の部分はですね、今後「再生可能エネルギー」の方に統一はさせていただこうと、もう一度文章の中でですね、改めてそういった意味で使っているのかどうかとご指摘いただきましたので、見直しまして、文言の統一・修正の方はさせていただきたいと思ひます。ご指摘の方ありがとうございました。

後の部分については、別の担当からご答弁させていただきます。

環境保全課長

すみません、環境保全課課長の伊藤でございます。先ほどご質問いただいた件について、お答えさせていただきます。

7ページの「ウ」の外来生物の部分ですね、現状として外来生物の拡散や増加によっては従来の生態系への影響が懸念されるということで、啓発の必要性について記述しているものです。同じ7ページの方ですね、【取り組む施策】の中で、生物多様性の保全の「イ」というところで、その取組について、「必要性を啓発していきます。」というふうにかかせていただい

てます。実際ですね、従前から津市の広報とかですね、そういうところで継続して啓発させていただいております、広く市民の方向けということで、特定のどなたかではなくて、広く市民の方に知っていただくということで、従来から取り組んでいるということもあってですね、基本計画の中でもそうですけど、市民の方全体に向けて、あえてここは特筆して市民の方という書き方をしていないというところで、ご理解いただければというふうに思います。

次にですね、先ほどの資料編の環境（公害）に係る相談件数に係る部分についてですね、ご説明させていただきます。資料編のですね、相談件数の中で、大気汚染の部分、令和2年度と令和3年度については特に増えているということなんですけれども、中身がですね、野焼きの苦情がほとんどというか、かなりの部分を占めてまして、令和2年度74件中67件、令和3年度57件中51件が野焼きで、基本的に例えば事業所からの大気汚染で云々というのではなくて、どちらかというところのごみの適切な処理をしてくださいという、どちらかというところの方向で解決されるもの、私達現場に行ってみたら、野焼きやめてくださいねという話になるんですけれども、それと同時に結局ごみが適切に処分されていけばこの部分は解決していくというところもありますので、あえてそこについて書かせていただけない、別の方法で取り組まれるところということで、できるのではないかなというふうなところで考えております。

空地・空家等連絡調整担当副参事

空地・空家等連絡調整担当の前田と申します。よろしくお願いたします。

空地・空家の相談件数については減少しているような傾向にグラフ上はなっているんですけど、実は平成29年と平成30年にですね、大型台風の影響でですね、本来なら徐々に傷んでくるような空き家が、大きな被害を受けたことによって、100件以上を超える相談件数が寄せられることとなっています。それ以降はですね、大型台風の影響とかも少なくなっているような状況もあるんで、傷んでいた空き家自体が事前に壊れてしまったということが原因になっておまして、今現在、下がっているようには見えるんですけども、実際は今年度12月末現在は54件というふうが増えてきておりますので、人口の減少などに伴ってですね、これからも減少していくものではなくて、横ばいあるいは少し件数的には上がってくるものと考えています。

あとですね、空き家のストックの状況が分かるような資料ということなんですけれども、グラフに上がっている空き家の相談件数については、新規のものになっておまして、数を足していくようなイメージなんですね。今まで空き家の相談があった分については、年数が経とうがですね、

同じように対応している状況にあるもので、以前に相談があった分については、新しく件数としては上がってきていないというのが、グラフの状況でちょっと分かりにくいのかもかもしれません。相談件数総数を入れる方がいいのかそこらへんがちょっと分からない部分もあるんですけども、相談件数の中には改善しているものも含まれてしまってますもんで、そこらへんをどのような表現にするかというのが…。

環境部長

すみません、ちょっと補足で言わせてもらいます。

ご指摘のとおりですね、相談件数のみで空き家対策がどのように効果が表れているのか表れていないのかということのを推し量ることが見にくいよ、ということですので、特定空家とかですね、それから登録件数ですね、貸し借りとか売り買いを対象とする登録件数とか、いろいろ指標があって、空き家対策の計画が別にございますけれども、こちらの方にもですね、そういった統計数字、指標なんかも載せていく方向で検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

塚田会長

ありがとうございました。

他にご意見ございませんか。

じゃあ私も、大したことではないんですが言わせてください。

中間見直し見させていただくと、結構いいこと書いているなと思ってるんですけど、特に私、立場的には自然環境の保全のところ目が行くんですけども、環境目標1の(1)【現状と課題】なんかを見させていただくと、津市の海岸の自然の砂浜の貴重さなんかがよく強調されていて、津市の特徴が出ていいなと思うんですけども、実際のところ、環境政策課だけじゃなくて、津市のいろいろな部署がいろんなことをされていて、この前の市民だよりか何かで目にしたのは、北側から来ている堤防道路を、安濃川も河口のところで渡して南側に繋いでいくと、そうすると渋滞が緩和されますよと、市長の文が書いてあったんですけども、そういうふうな便利にしていくことと、自然環境の保全ということの両立はなかなか難しいと思うんですけども、ここに書いておくれじゃなくて、関係の部署とも話をさせていただいて実効性のあるような計画にさせていただきたいなと思います。それが一つ目。

それから、ごみのことですね。環境目標2の資源が循環する社会環境の(1)【現状と課題】の「ケ」ですとか、あるいは【取り組む施策】の「キ」のところとかですよ。僕もごみをどう出したらいいのかなというのは常に常に悩んでる、皆さんそうだと思うんですよ。洗うことによるエネルギーのロス、それから実際そうしたときに、どのように再生されるのかあるいはされないのかということが、どうもよく分からなくてですね、迷っ

てしまうところがあります。こうしてくださってと言われるだけだと、やっぱり分からないんですよね。その先、こういうふうにして処理をしています、あるいは手作業で分別して再生の方に回しているんですとか、あるいはその中で、材質としてはこういうものだと再生できるんですけども、プラスチックと書いてるだけではだめなんだとか、分かりませんが。そういうふうな、いった先のことを細かく市民に情報提供する必要がどうしてもあると思うんです。そここのところで、前回出していた、主に子ども向けなのかもしれないけど、ウェブサイトでのいろいろな情報提供ということがすごく生きてくると思うんですよね。あんまり細かいことをポスターとかに書けないと思うので、そういうふうな努力も是非お願いしたいと思います。

先ほどちょっと言い忘れましたけれども、自然環境のところで申しますと、自然環境を守るということと、例えばですが、岩田池の工事をして市民が自然に親しめるようにというふうなことを、どっかに書いてたと思うんですけれども、岩田池だけじゃなかったかもしれないんですが、岩田池で言いますと、あそこ元々水鳥が冬、沢山たくさん来るところですけれども、今は水を抜いてしまって工事されているということかなと思うんですけれども、当然にそういうふうな自然環境へのずいぶんなダメージを与えて自然に親しむような公園にしているんでしたっけね。そういうふうなことが、具体的な方法としてどなたが決めておられるのか。例えば、鳥のことにに関していうと、例えばですけども日本野鳥の会さんがよく知っておられるとかね、相談されてよりよいものにしていくような、そういうふうな努力が必要だと思うんですけれども、どういうふうにして決めておられるのかっていうことを伺いたい。以上です。

環境政策担当
参事(兼)環境
政策課長

はい、ありがとうございます。

一点目のですね、海岸清掃、海岸の美化整備のことをご質問いただきました。津市ですね、南は河芸から香良洲の方まで海岸線長いのがあってすけれども、その中でですね、海岸清掃、基本的に県が管理者ということにはなるんですけれども、市民の皆さんですね、環境活動団体の皆さんとか、個人でもそうなんです、本当に日々ですね、津市の海岸をきれいにしようということで、海岸清掃の方ですね、携わっていただいて、本当にこちらの方からはお礼申し上げたいと思っております。ごみの方流れてくるんですけれども、海岸にたどり着くというのは、山で発生したものが川を經由してですね、海岸までくるとか、あるいは三重県でいうと岐阜県とか愛知県ですね、上の方から下の方に流れてくるというような状況ではあるんですけれども、まずはやっぱりそういうごみを適正に処理してもらって、ポイ捨てしないようにというところの啓発もですね、していくべきだ

と思いますし、みんながみんな海岸に限らずですね、街の中を綺麗にしていこうという美化意識をもってですね、していくというところが大事なかなと思っております。実際、海岸の方ですね、津市でいうと建設部とか、県の建設の関係とかですね、連携というか要望していたりですね、皆さん海岸清掃をしていただいたものを、集めたごみを津市が回収に行くとか、そういうことはさせてはいただいておりますが、そういう活動をしてみえる方に対して、何らかのですね、支援とかができていければなと思っております。

塚田会長

あの、ごめんなさい。

どうしましょう、部長さんをお願いしてもよろしいでしょうか。

特に私が具体的に申しましたのは、海岸の堤防上の道路を南下させていただきますよと、それによって便利になりますよという津市長の言葉をどこかで読んだんですけれども、河口のところ、鳥がたくさん集まっている、非常に重要なポイントでね、津市の海岸線の重要性をここに書いておられるけど、その中でも特に大事なところ、シロチドリが繁殖していたりとかですね、そういうところなので海岸線を壊さない、特に河口のところを壊さないような意見を関係のところにもちゃんと言っていたきたいということでございます。

環境部長

はい、すみません、ありがとうございます。非常に大切な部分のご指摘かと思えます。

従来、古くから河川を改修するときには、護岸なんかを自然の形で整備していこうという取組は広くされておる、そういったことが、一つ例をとると、じゃあ今、津市はできているのかということになってくるかと思えます。連携させていただく部分はしておるんですけれども、決してそれが十分に機能しとるというところまではいけてない、これは反省点ではあると思えます。そもそもインフラ整備とかハード整備の時の構想から、設計から、施工段階に向けてですね、当初からそういう自然環境・保全というのは、土木分野の方では当然そういうコンセプトでですね、物事を進めておるはずなんですけれど、はっきり言って今、ご指摘のとおり連携を取れているという状況ではございません。ですので、そこはご指摘をいただいた上でですね、ハード計画の早い段階からですね、環境部としての意見をその都度言っていくということもあるかもしれませんが、そういう考え方で土木部門とかですね建築部門が配慮した計画を立てていけるように、そこについては時間がかかるかも分かりませんが、そうそう時間をかけていくものではないと感じておりますので、庁内でしっかり検討していきたいと思えます。

	<p>あと、大きな、大々的な計画とは別にですね、岩田池の例なんかも教えていただいた、ちょっと緊急避難的にとか修繕の一定の期間どうするんだということも、長い目線のことも短い短期間のことも、いろいろあると思いますので、そのへん庁舎内部、それから国とか県とかと連携するものもあると思いますので、そのへんはしっかり検討を進めていきたいと思います。ありがとうございます。</p>
<p>資源循環推進 担当副参事</p>	<p>すみません、資源循環推進担当副参事の吉田でございます。会長の方から、廃棄物のごみのことについてご意見いただきました。ありがとうございます。</p> <p>おっしゃっていただくようにですね、分別につきましては、これをこう分別してくださいというだけでなくですね、それが分別していただくことによって、どのように再生されていくか、どういったものに再生されていくかというところをですね、分かりやすく説明をいれていきたい、広報津とかですね、そういったもので啓発をしていきたいと思います。</p> <p>また、小学生の環境学習、これも大事だと思ってまして、小学生の環境学習の中でもですね、イラストの中でですね、家庭から出たごみがどういう過程でですね、再生されていくか、その再生されていく過程の中でですね、分別していただくことの重要性というところを分かりやすく説明していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>どうぞ、横山委員。</p>
<p>横山委員</p>	<p>横山です。</p> <p>過日行われました、去年ですね、環境フェスティバルに行きました時に、ペットボトルをペットボトルに循環させるという、これを見せていただいて本当によく分かったなと思ったんです。ペットボトルの赤ちゃんという表現をしていたんですけれども、これがこういうふうになって、ペットボトルに戻ってくるんだなと知らなかったのが感心して見てきたんですけれども、だからそれには、ペットボトルはシールを取ってください、蓋を必ず取ってくださいなど三つの約束をしてみえたんです。ああいう広報を、市政だよりですか、あれなんかでもしていただくとはっきり分かると思うんです。だから、感心して見てきましたので、ああいう分かりやすい広報の仕方、分かりやすいなと思って見てきたんですけど、一方では、自販機の側に置いてあるごみですね、ペットボトル飲み残したり、シールは取らなかつたり、蓋は取らなかつたり、そのまま捨ててくる。それが、事業所ごみで回収されていくと、回収された中でも使えなくなるのが多いんですってね。この間、新聞でも見たんですけど、そういうところもなん</p>

	<p>とかならないかな。そうすると今度はそれを洗って出さなきゃならないという問題も出てくるので、できるところから、家庭が出すごみからでも、そういうきちっとした広報をしていただきたいな。子どもにでも分かりやすかったら、私達年寄りにもすごく分かりやすかったので、環境フェスティバルよかったなと思ってますので、報告したいと思います。お願いします。</p>
塚田会長	<p>これでよろしいですか。事務局からお返事がもしあれば。</p>
資源循環推進 担当副参事	<p>ありがとうございます。 ペットボトルですね、昨年の8月にですね、市内の雲出にあります協栄J&Tさんというところと、サントリーさんと協定を結びまして、ペットボトルを水平リサイクル、ペットボトルからペットボトルに水平リサイクルするという協定を結びました。今委員おっしゃっていただいたようにですね、そういったところを分かりやすく説明するというのは非常に大切だと思いますので、今後もそのように努めたいと思います。ありがとうございます。</p>
塚田会長	<p>はい、ありがとうございます。 では、算委員。</p>
算委員	<p>すみません、算です。 先ほど環境学習のことが出ましたので、現実の部分だけでちょっと皆さん方に考えて欲しいと思います。小学校の環境学習の中心は、小学校4年生の単元が中心なんです。だいたい単元っていうのは、時間数に直すとだいたい14時間ぐらいかけて一つの単元をしていくっていうのが中心で、小学校4年生でも14時間ぐらいかけて環境学習をしているんです。そんな中で、特に現場の学習ということで、いろんなところに行かせていただいたり、パッカー車に乗ったり、いろんな話をしたり、そういう経験あるいは活動を通じ、そして現場も通じてこうしている。ところがこの2年間、例えば私、大三小学校なんですけど、大三小学校の方でボランティアさせていただいているんですけども、この2年間ほとんどいろんなところへ行っておりません。施設にも行ったことがありません。そうした状況でこういうのをすると、これでいいんだな、また後から、これからいろんなことを通じて、新たなことを今までのようにしていくというのは、学校一つ、施設にも行かんでも現場にも行かんでも、教科書だけで済ませといた方が。なぜなら今、英語教育とか別の部分の方が非常にウエイトを置かれつつあって、それが学校にとっての特質のようになっている。そういう部分</p>

	<p>が今出てきて、環境学習っていうのがどうもちょっと置き去りになっていく、そしてさらっと流していく、綺麗ごとでしていくという形になっていく部分がある懸念をします。</p> <p>今、横山さんが言われたようなことも含めて、やっぱり現場の中で現実の中で体験の中でしていくということがとっても大事なんですけれども、そうした時間がだんだん少なくなってきた、環境学習が浅いものになっていく現実があるということだけ一つ考えて、今後いろんな形で教育委員会等ともご指導いただきたいなと思います。</p>
塚田会長	はい、よろしいでしょうか。
環境事業課長	<p>はい、環境事業課長でございます。</p> <p>小学校の環境学習でございますけれども、委員おっしゃるように、コロナ禍に入った時に、確かに減少というか、なかなか現場の方にですね、お伺いできなかったというのが実状ではございますけれども、令和3年度からですね、ほぼほぼ増えてきまして、令和3年度ですと35校、今年度ですと37校の方を、環境事業課の方が現場の方へ行きまして、環境学習を実施させていただきましたので、これをですね、また来年度以降もですね、おっしゃるように草の根ではないですけれども、こういったこと大事ですので、引き続きさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
筧委員	ぜひぜひ、学校へ行って進めてください。そして学校を動かしてください。
環境事業課長	ありがとうございます。
塚田会長	はい、他によろしいですか。
北村委員	<p>すいません、どうしても環境学習というとな、子ども達の方の学校関係の方ばかり目が行くんです。だけどそうじゃないんですよ。子ども達はこれからなんですけれども、ご年配の方、それからそうでない方も含めてですね、大人の中にそういう学習する場をたくさん設けていただきたい。この間も、新雲出川物語推進委員会の環境学習講座の中でもですね、いろんな自治会関連のところにも、ぜひこんな話を聞かせて欲しいというご要望もたくさんありました。ですから自治会ですとかいろんな小さな団体、そういったところに、ごみ問題だけではなく、いろんな環境の話をお聞かせして欲しいという要望はたくさんあると思いますので、子どもだけでは</p>

塚田会長	なくて、大人にもそういう機会をたくさん増やしていただきたいなと思います。
資源循環推進 担当副参事	<p>どうぞ。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>確かにですね、ここ2、3年のところはですね、コロナの影響がありまして、いわゆる出前講座、地域へ行かせてもらって、いろんな環境の話をするという機会もですね、かなり減ってきておりました。ただ、先ほど環境事業課長申したとおりですね、小学生の方にもですね、コロナ感染対策工夫してやればできますので、安全にできますよというところを地域の方にもアピールしてですね、呼んでいただければいつでもこちらの方から出向きますので、そういったことをですね、こちらの方からも自治会さんの方とか、老人会さんの方とかそういったところにですね、呼び掛けていきたいと思います。ありがとうございます。</p>
塚田会長	はい、どうでしょう、横山委員。
横山委員	<p>すみません、先ほど副会長がおっしゃったことと同じなんですけれども、以前の会議が終わる時にも副会長、「現場研修を」とおっしゃってみえたって記憶しているんですけど、箕先生がおっしゃったように、小学校の子どももとても大切だと思います、これから。でも私達大人にも、いろんな施設、ペットボトルから、またペットボトルの赤ちゃんを作っていくという施設でも、見せていただいたら本当にびっくりすると思うんですよね。</p> <p>私のところの方にあります最終処分場にしてみても、これまでは、ごみを焼いて、そのままごみを捨てて、すごい汚かった感じがしたんですが、これが最終処分場かなと思うほどきれいな建物ができております。そこで持ってきたごみは一度洗浄をして、そして埋め立てるといようなことをしておりますので、そういう施設をこの委員だけでもいっぺん回ってもらって、見せていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
塚田会長	<p>はい、どうでしょうか、事務局でこれちょっと引き続き検討していただくとして、時間がだいぶ過ぎてしまったので、一回ここで締めさせていただきます、次の事項2にいきたいと思います。もし時間があればまた、ご意見あれば伺いたい、後で伺いたいと思います。</p> <p>それでは「適正な再生可能エネルギーの導入促進について」、ご説明をお願いいたします。</p>

<p>環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長</p>	<p>はい、それではですね、資料2つ目の「再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関するルールづくりについて」をご覧いただきたいと思えます。それではご説明させていただきます。</p> <p>まずですね、お手元の差し替え後の資料をご覧いただきたいと思えます。</p> <p>本市は再生可能エネルギーの導入が図られている一方で、前回の審議会でもご説明しましたとおり、地域住民から、太陽光を主とする発電設備の設置に関する不安や苦情が寄せられています。苦情内容としましては、雑草繁茂を代表とする施設の管理状況や設置業者と地域住民との合意形成に関するものが多く、今後、周辺環境に配慮し、かつ地域住民との合意形成に基づく、適正な再生可能エネルギーの普及が求められています。このような苦情への対応については、全国の自治体も苦慮しており、国の外郭団体の調査によりますと、太陽光発電を中心とする規制条例が令和4年9月29日時点で208本制定されています。前回の審議会で説明いたしました、令和4年8月13日時点の199本からですね、9本の条例が新たに制定されている状況でございます。</p> <p>次に資料のですね、2ページから4ページに記載しましたとおりですね、近隣の自治体におきましても、条例もしくはガイドラインの制定が進められており、再生可能エネルギー発電設備の設置に際して、一定のルールが必要であることがうかがえます。本市は、令和4年8月19日に地域脱炭素宣言を公表しており、その実現に向けて取組を推進していく上で、一定のルールを制定し、地域と調和した適正な再生可能エネルギーの導入を促進していきたいと考えております。</p> <p>4ページをご覧ください。「2 ルールについて」をご説明いたします。ルールにつきましては、条例によるものと、指針、ガイドラインによるものが想定されますが、それぞれのメリット・デメリット等ですね、資料に記載のものが挙げられます。指針、ガイドラインにつきましては、行政の目的を達成しようとする場合において、準拠すべき基本的な方法、判断基準を示したものであり、住民の皆さんに分かりやすい表現で、具体的な内容を詳細に記載することができる一方で、法的拘束力がございません。一方、条例につきましては、条文形式で記載されることから、やや分かりにくいという印象があるものの、法的拘束力があることから実効性が高いといえます。また、住民に義務を課したり、権利の制限を行おうとする場合には、原則として条例によらなければならないとされています。</p> <p>本市は、今後再生可能エネルギー発電設備の適正な配置に関するルールづくりを進めていきますが、そのルールが条例による場合、もしくはガイドラインによる場合、いずれの方法においても、共通して設定すべき事項、骨子を資料のとおり考えております。</p>
------------------------------------	--

5 ページ、「3 ルールの骨子」をご覧いただきたいと思います。まず、「(1) 目的」としましては、災害発生防止並びに良好な景観、自然環境及び生活環境の保全を図るとともに、地域と調和した適正な再生可能エネルギーの導入の促進を図り、地域脱炭素の実現に資するという事項を考えています。地域脱炭素は、省エネ・省資源、再生可能エネルギーの導入に加えて、CO₂ 吸収量の増加、という複合的な取組により進められるものですが、その中の再生可能エネルギーの導入という側面で、地域脱炭素の推進という意味でございます。

次に、「(2) 対象とする発電設備」につきましては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、いわゆる再エネ特措法ですが、こちらに規定される全ての再生可能エネルギー発電設備としたいと考えております。ただし、家庭用発電設備となる10kW未満のもの、建築基準法に規定する建築物に付属するものは対象外としたいと考えております。具体的には、屋根や屋上を利用したものや電柱等となります。

続きまして、「(3) 地域住民等との合意形成」です。従前の資料におきまして表現に誤りがありましたことから、修正させていただいております。手続き行為につきましては、再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手する前に、事業者による地域住民等を対象とした説明会の実施を義務化することにより、地域住民等の理解に基づく、再生可能エネルギーの普及、促進を図りたいと考えております。

また、「(4) 罰則」としまして、悪質な事業者につきましては、氏名等を国及び三重県へ情報提供するとともに公表する旨の罰則規定についても検討をしております。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、こちら令和5年度及び6年度にかけて、市民の皆様への再生可能エネルギー発電設備に関する意識や、他の自治体の事例等に関する調査・検討の他、制定に係る事務手続きを行い、一定の周知期間を経て、令和7年4月1日から施行できればと考えております。その経過につきましては当審議会におきまして委員の皆様にご説明させていただきたいと考えております。

本日は、本市において再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関するルールを制定する場合において、その方法、条例もしくはガイドラインのどちらを制定するか、また、そこに規定すべき内容の基本方針等について、委員の皆様のご意見をお聞かせいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

塚田会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局から適正な再生可能エネルギーの導入促進について説明がありました。皆さん、ご意見、ご質問はございませんか。

<p>原委員</p>	<p>どうぞ、お願いします。</p> <p>資料、どうもありがとうございます。非常に読みやすく理解することができました。ここで大きな問題は、今説明あったように、大きな問題の一つとしては条例とするか指針とするか、一つの大きな問題だと思います。ここのメリット・デメリットの表でよく分かったんですけど、二つの違いは拘束力があるか・ないか、それから分かりやすいか・そうでないかという部分だと思います。</p> <p>平成19年の3月30日に津市は津市環境基本条例、これを作っていますね。この中に事業者の役割として云々かんぬんありまして、「自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる」とあるんです。この中で例えば、再生可能エネルギーの適正な普及のルール作りにおいて、指針の欠点として拘束力がないという部分はここで担うことはできないのでしょうか。罰則等についても、この再生可能エネルギーについてですね、ルールに従わなかった場合は市からの指導勧告を行うという、この中に環境条例の中に含まれて施行するということはできないのでしょうか。</p>
<p>環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長</p>	<p>おっしゃられますように、環境基本条例の中に事業者の役割といたしまして記載がございます。その中「事業活動に伴って生ずる公害を自らの責任において防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるものとする。」という大きな括りだと思えます。一般的というか、大きな括りでございます。こちらの中でですね、例えば今しようとしている「住民との合意形成を義務化」というのをですね、具体的にこれが「読み取れる・読み取れない」ということになろうかと思うんですけども、「読み取れる」とするよりは、もっと具体的に、例えばこういうガイドラインなり条例なりを制定するのであれば、そういうところを改めて明記した方が、市民や事業者の方に分かりやすいのではないかなというふうに思います。</p>
<p>原委員</p>	<p>もしくは、この環境基本条例である程度読み取れるのであれば、分かりやすい指針の方がメリットがあるし、そこに具体的に記載しなければ、なかなか市民の方とか事業者の方に分からないのであれば、条例の方がやっぱり拘束力もあるし良いのかなと思うんですけど、そのへんは非常に悩むところなので、私もどういうふうに進めていいのか、この資料を見ただけではちょっと判断しづらかったという意見です。</p>
<p>環境部長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>津市の環境基本条例は国の環境基本法に基づいてですね、必置の条例で</p>

あります。中身についてはですね、皆さんご承知のとおり津市の環境施策全般、理念から始まってですね、いろんな環境を良くして保全していこうという、一種全体的な大括りなものでございます。今回我々が取組む必要があるかなと思っておりますのが、再生可能エネルギーに特化したものでございますので、今委員がおっしゃっていただいた条例の方でそれで賄えるかということ、いま参事の方も申し上げたように、ちょっと環境基本条例は範囲が広うございますので、そこで再生可能エネルギーの、例えば「地域住民の合意形成が事業者の責務である」ということをですね、ガイドラインで示した上でですね、それがされていない場合に、例えば案としてお示しさせてもらった「事業者の名前を公表するよ」ということをですね、ガイドライン上でそれを謳ったとしてもですね、それがどこまでの効果・拘束力があるかということこれは個別の条例で謳っていかないと、罰則という規定が必要となってまいりますので、ガイドラインではそれが難しいのかなと考えることからですね、メリット・デメリットがある、ガイドラインと条例の齟齬があるという意味の拘束力というところを考えると、ちょっと環境基本条例の中でそれを包含して捉まえていくのは難しいかなという考えではございます。

塚田会長

ありがとうございました。
他にございませんか。どうぞ、寛委員。

寛委員

原先生の質問とも関連するんですけど、これを見させてもらっていて本当に悩ましいもの。一つはやっぱり、今まで作られた近隣自治体の制定の状況を見ても、再生可能エネルギーという全体的・包括的な形でのルール作りをするのか、それとも個別具体的に太陽光っていう形に特化した形にしていくのか、どういう形でしていくのか、どちらがいいのかなという感じもしますし、ガイドラインでとりあえず指導をきちっとしてやっていくという方が住民としてもいいのかという、ここはとっても悩ましい部分があると思います。

僕はやっぱりただ、太陽光については住民の生活空間と非常に密接した部分が多い、それに対して、風車とかはちょっと違った、同じ発電設備にしても違った対応があると思いますので、私は太陽光については、より具体的な部分でちょっと縛りがきつい規則的な条例制定の方がいいんじゃないかなという気はしてる、そこらがとっても悩ましい問題だと思います。

それともう一つ、白山町で皆さん方もご存じのように、風車が頓挫した、2基が頓挫したのが白山町の方で出ました。今までできてた2基の、住友林業が作っておった、青山高原の保健休養地のところに作られとったんで

すけども、住民のいろんな形の中で今回作られている2基が撤去されることに、当初4基を建てるのが既に2基が建っているんですけど、それが撤去されることになりました。住友林業という、企業倫理の非常にきちっとした所ですので、これが実現したのじゃないかなと、こう思いますけども、これについてもやっぱり住民合意ということがおざなりになっていた部分、住友林業でさえ住民合意ということがおざなりになっていた結果の部分だと思います。そしてその撤去した後、これはそれでいいんですけども、じゃあ撤去して、風車は撤去するけども、後の土台のコンクリートの部分はどうなるんかっていうようなこと、そこらも含めて、今後そういう10年、20年経年劣化してきた後の撤去の方法とそこらについての企業責任っていうこともきちっとしていただくのであれば、そういう縛りをしていただかなければならんんじゃないかなというふうに思います。

塚田会長

はい、どうぞ。

環境部長

ご意見ありがとうございます。

今、覧委員お話しいただいたとおりですね、この再生可能エネルギーの種類によりまして、その受ける環境影響の範囲とか内容というのは当然変わってくるのかなと考えます。今回この再生可能エネルギーの適正な導入のルール作りを考えますが、究極の目的はカーボンニュートラルを達成していくには、総論では再生可能エネルギーというのは是としてよいものである、でも各論でいきますとポイントポイントで少なからず影響が出る、そのへんのバランスを加味したうえで、どういうふうに適正に導入をしていく、ルール作りをしていこうということから、市の考えとしてはご紹介のとおり、風力も太陽光もその他の再生可能エネルギーもカーボンニュートラルには資するものであるという取扱いの考えからですね、対象としてはすべてかなと思っておりますけど、覧委員おっしゃっていただいた小さい太陽光パネルなんていうのは市街地の隙間隙間に乱立していくという状況もありますし、一方で風車なんかはですね、特に大きな施設として立地するとその影響は特に景観ですと広範囲になってきますので、それぞれ当てる物差しが変わってくると考えております。それをですね、一定のルール化を考えていく上ではですね、全体の括りの部分と、それだけで十把一絡げで考えていくのではなしにですね、後は種類ごとにですね、個別案件として何かの物差しを作っていく必要があるのかなというふうに、今委員、意見をおっしゃっていただいたことでそういう考えになってくるのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

塚田会長

はい、ありがとうございました。

<p>原委員</p>	<p>他にございますか。</p> <p>今、算委員の情報を聞きましたら、なかなかやっぱり大手でさえ厳しいという状況がよく理解できました。それがですね、中小の業者の方がやられればもっともっと厳しいのではないかなと推測されます。ここのルール作りの案の中にはですね、設置についてだけ書いてあるんですけども、それを考えた時に算委員も指摘したように撤去も含めた、設置に関するルール作りで十分だと思うんですけど、その中にですね、それを止めた場合、または撤去についてもある程度のルールも入れ込んでおいた方が将来的には良いルールになるのではないかなとちょっと感じました。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>では事務局からどうぞ。</p>
<p>環境政策担当 参事(兼)担当 政策課長</p>	<p>初めてご提示させていただきましたけども、大きな骨子という形でさせていただいています。ご指摘いただいたように、もっと細かくなってきたら先ほどの撤去の部分についてもですね、どうしていくかというのを今後検討してですね、「入れる・入れない」というところを検討させていただきたいというふうに思います。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>ありがとうございます。 他にございますか。では曾山委員。</p>
<p>曾山委員</p>	<p>ご説明ありがとうございます。 本当にごめんなさい、ちょっと読んでよく分からなくなってきたんですけど、目的としては再生可能エネルギーの導入促進をするのか、住民・地域の環境に影響が出る再エネを止める方なのか、規制したいのかという目的がちょっと文面を読んでいて分かりにくかったので、まずそこだけ先に聞いていいですか。</p>
<p>環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長</p>	<p>再生可能エネルギー自体はいいものということで、導入促進なんですけども、ただ、苦情とか地域住民との争いごとしていうのがあるので、お互いが、住民も事業者も納得した上で、よりどんどん進んでいけばなという想いでございます。</p>
<p>曾山委員</p>	<p>このルールの中で規制をかける部分を書くのか、促進する部分を書くのかどっちか…。</p>
<p>環境部長</p>	<p>ありがとうございます。</p>

導入促進をベースにしていくものなのか、それかよろしくないもの、規制していくのを土台にするのかというご指摘だと思います。市の方ではネーミングもですね、これからこういったものがそれに合致していくのかっていうことの検討も進めていかななくてはならないと思っておりますが、考えといたしましては、良いものを進めていくことと、よろしくないものを規制していくのは表裏一体であるという考えであります。一番大きな目標はカーボンニュートラル、良いものをより多く導入していくという社会にしていくということが、今の津市の考え方です。それにはよろしくないものも規制していく必要がある、事業者の方もですね、筭委員がおっしゃられて例に示されたのも、恐らくですが事業者側は世界の課題であるカーボンニュートラルに資するというコンセプトで、世の中に貢献するというような考えで事業を進められたかと思っておりますけれども、地域に馴染まなかったというふうなことです、そのへんをですね、津市の中では、津市の考えは全体的には良いものを進めていくべきですけれども、各論として規制すべきとか、よろしくないものはこういうものであるということを、両論を併記しながら表裏一体を示すことによって、よろしくないものはストップをかける、それから良いものはどんどん進めていただく、事業者側も市民の方も津市内での再生可能エネルギーっていうのはどうあるべきかということをご共有いただいております、ということで今のご指摘は両方ですね、要素としては両方の要素があると今は考えておりますけれども、いろいろご指摘をいただければと思います。

曾山委員

ありがとうございます。

その上でですけど、多分抜けているのが保全すべきエリアとエリア分け、地域内のエリア分けを明確にした方が規制と保全は両方立てられるのかなというのと、今のご説明でいくと、こういった事業は地域の中で併起するので、地域の中で共生できていくので、こういった事業を促進しますという、こういう事業を促進していくためにこういう規制をかけていますというガイドラインの方が、ガイドラインになるのか条例になるのか分からないですけど、そういった書きぶりがあった方がいいなと思っていて、それによって多分書いていく項目の中の曖昧さっていうんですかね、対象外の所の「送電に関わる電柱『等』」って書いてるんですけど、対象外にする所について「等」って書くのは非常にずるい書き方になると思われるので、あまり「等」って書かないのかなと、完全に例示するのかなと思ったり、逆に保全の方をベースに置くならば「等」を書いて対象外を少しばやかしておいて何にでも対応できるようにするっていうような、元々の方針が変わると少し中身・核とか、やらせることが変わるのかなと思って聞いていたので、できれば個人的には規制するエリアを明確にして、保護

<p>環境部長</p>	<p>するべきところは保護するというのを明確に打ち出して、尚且つ、その中で、こういう事業を津市としては促進していくためにこういうガイドラインもしくは条例を作りましたってしてもらおうと我々も分かりやすくお話ができるかなと思って聞いていました。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>エリア・ゾーニングを例に、ご意見をいただいたと思います。どうしても物事に規制をかけるとかルール作りをしようという、私（わたくし）の権利を規制することにも繋がってまいりますので、そこは慎重に検討していくべき点であると捉えております。その中で、既にですね、立地・設置されているものと今後のものという時間軸で考えた時に、ゾーニングがですね、真っ白な白地にこれからゾーニングをしていくということではなく、既に立地が進んでいる、その状態でゾーニングをしていくことがどのようにできるのか・できないのかということは今後の我々の検討課題ではあると思っております。</p> <p>ただ、個別法でですね、すでに規制がかかっているところで作ることができない、これは当然作れないという部分でございますので、そういったゾーニングの部分の考え方もこれからご意見を頂戴しながらですね、検討の方は進めていきたいと思っております。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にございますか。</p> <p>私、環境影響評価のこともしておりますので、筭委員の意見、太陽光と風力のことでちょっと感じる場所があるんですけど、太陽光は近隣の住民の方がいろいろご意見くださるのに対してですね、風力はやっぱり懸念されるのは一つは景観です。もう一つは低周波音が健康に与える害のことを懸念される方がおられて、この場合はけっこう離れた1 kmとか2 kmとかの方であっても非常に懸念されている。そういうふうな風力と太陽光の違いがあります。ですので、風力だから強制力がなくても良いというふうにはあんまり思わないというのが私の考えであります。それが一点ですね。でも全然性質が違うものだから、中で分ければ良いとは思うんですけども。それが先ほど言われていた通りですね。</p> <p>それから、これ事務局としては条例にするのかガイドラインにするのかというところの意見をここで出してほしいというのが多分一番の目的だと思うので、そこにちょっと返らせていただきますが、メリット・デメリット書いておられます。拘束力のある・なしというのははっきりしてるんですけども、表現の分かりやすさということは必ずしもそうではないよなあという…、この分類がですね、というふうに私感じました。つまり、</p>

	<p>条例は条文形式であるので境目がはっきりしていて、事業者からすれば「ここまではいいんだ」とか、そういうふうなことでいうと分かりやすいというふうにも感じるものが一つ。それともう一つはですね、条文形式のものは、これは根本なんだけれども、それを説明するようないろんな文を出すのが一般的だと思うんですね。ですので、大まかな分かりやすい表現、一般的な表現の説明もきっと加えられると思うので、条文あるいは条例が分かりにくいという心配をする必要は特になんじやないんじやないかと私は思います。そういうことを考えますと、分かりにくいというデメリットはほぼないので、どうなんでしょうね。これ他にもなんかデメリットがあるような気もするけど…ここだけ見ると条例を作ればいいんじゃないかと私は思っています。一人の委員としてそういうふうに思いました。</p> <p>一応質問形式にしますと、分かりにくい・分かりやすいはそういう理解をしても大丈夫ですよ。</p>
事務局	(頷く)
塚田会長	<p>はい、他にございませんか。</p> <p>ここでは特に決を採ったりとかっていう必要はないっていうことですよ。もし心の中でどちらが良いかということがもしあれば、短い言葉でもいろいろ言っていただくと参考になるんじゃないかと思えます。</p> <p>どうでしょうかね。ございませんか。</p>
原委員	<p>条例でも指針でもこれはどちらでも、成立する可能性はあるんでしょうか。例えば条例については議会の決議が必要となっているんですけども、議員さんの中にはやはり太陽光の営利団体というか、そういう方もいらっしゃるとしたら、そのへんは大丈夫なんでしょうか。</p>
環境部長	<p>条例とガイドラインの確定付けの事務処理手続きのご意見だったと思います。そのプロセス上でご指摘のようなことが大丈夫なのかということですけども、あくまでも条例の場合は市議会の議決ということで、議決が必要になってまいります。ガイドラインは事務処理上の津市執行部側の意思決定で最終的には確定をすることができます。</p> <p>その中で市議会の議決の方はあくまで制度化された市議会の議論・プロセスになってくると思いますので、委員のご心配のところらへんを今我々がどうこうということはありませんが、少なくとも市民の代表の皆様によね、いろんな視点でいろんなご意見がいただけるものというふうにご考えております。</p>

塚田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にございませんか。よろしいですか。</p> <p>ないようですので、事務局は委員から出されました意見を尊重して、環境施策に生かしていただきたいと思います。事項2については、この程度にとどめます。</p> <p>それでは、次に事項3「その他」でございます。事務局から何かございますか。</p>
環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長 塚田会長	<p>事務局からは特にございません。</p> <p>それでは、委員の皆様から最初の方のことも含め、何か言い残したことも結構です、何かございますか。</p> <p>それでは特にないようですので、事項3についても、終了したいと思います。ありがとうございます。では事務局にお返しします。</p>
環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長	<p>本日はありがとうございました。</p> <p>本日はですね、「津市環境基本計画 中間見直し案の最終取りまとめについて」と、先ほどの「適正な再生可能エネルギーの導入促進について」について、ご審議いただき、ありがとうございました。</p> <p>時間の都合もありまして、ご意見等がみえる委員とかですね、後ほど意見を思いついたということがございましたら、いつもなんですけど、お手元にですね「意見シート」配布させていただいておりますので、今月中を目処にですね、ご意見等を提出いただけましたら幸いです。提出方法はファックスでもEメールでも結構ですし、様式も、別添の「意見シート」にこだわりなく、自由様式で結構でございますので、もし意見等がございましたら、今月中ということでもよろしくお願ひします。ファックス番号、Eメールアドレスは、意見シートの下段に記載しておりますのでよろしくお願ひいたします。</p>
塚田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の事項はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、「令和4年度第3回津市環境審議会」を終了したいと思います。長時間にわたり、どうもありがとうございました。</p>